

(法第10条第1項関係様式)

平成30年度事業計画書
平成30年4月1日より、平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人ゆう・さぼーと

1 事業実施の方針

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施を中心に、定款に定めた各事業を実施する。今年度は前年度新規採用のスタッフが多くいることから、ヘルパーのスキルアップの為に研修事業に力を注ぎたい。また、障害福祉制度外で行う外出支援サービスの利用拡大にも力を入れたい。

引き続き、本法人設立の趣旨・活動内容を広報し、広く賛同・協力を得られるよう運動し、会員拡大、役員体制の充実を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	① 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業の実施。 ② ホームページ、ブログによる情報発信。	通年	城陽市、宇治市、京都市伏見区	14人	利用者及び利用者家族 40人程度	25,000
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	① 相談支援事業の実施。	通年	城陽市、宇治市、京都市伏見区	2人	利用希望者及び利用希望者家族 10人	1,200
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	① 移動支援事業、日中一時支援事業の実施 ② ホームページ、ブログによる情報発信。	通年	城陽市、宇治市、京都市伏見区	15人	利用者及び利用者家族 35人程度	15,000
障害者の地域生活支援の為に事業	① 障害者福祉制度外で行う施設入所者等の方への外出支援の実施 ②	通年	城陽市	10人	利用者及び利用者家族 5人程度	6,000
福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業	① 障害者支援に関わる研修会の開催。	通年	城陽市	10人	地域住民	1,800
ホームヘルパー養成研修に関する業務	① ヘルパーのスキルアップの為に研修会開催。	通年	城陽市	10人	地域住民	200